

【建設交通部】

件名	府営住宅集会所の管理に係る費用負担について
申立概要 【受理 24.5.11】	府営住宅西大久保団地の集会所の管理に係る経費負担について、平成21年9月9日付けで取り交わした確認文書の内容が履行されていない。
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認文書については、当時申立者から自治連合会を代表しているとして、文書による確認を求められたため、作成されましたが、その後同会長からの連絡で代表権が委任されていないことが判明したため、お互いに「破棄」することとされたものです。 ○ 府営住宅の共同施設に係る維持費については、京都府営住宅条例第36条第3号により、入居者の費用負担が義務付けられていますが、危険箇所等の草刈については、申出を受け、府が実施している箇所があることを確認しました。
結果 (意見・要望) 【通知 24.5.25】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管部局（建設交通部）に対して、次のとおり要望しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府営住宅の自治会や入居者の方からの要望等については、誤解や混乱を招くことのないよう適切に対処すること。